緊急地震速報サービス利用規約

第1条（利用規約の適用）

1. ニューデジタルケーブル株式会社（以下「当社」といいます。）は、緊急地震速報サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき緊急地震速報サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約は当社が別に定める TV 加入契約約款（以下「基本約款」といいます。）に付随する追加規約であり、基本約款と一体となって適用されます。
3. 基本約款と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

第2条（サービスの概要）

1. 本サービスは、気象庁より発信された緊急地震速報を特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会（以下「 REIC 」といいます。）および、ケーブルテレビ災害情報サービス利用者協議会センター（以下「 C-ALERT 協議会」といいます。）を経由し、当社のケーブルテレビ回線網を伝送して接続先に発信するサービスです。
2. 緊急地震速報とは地震（ P 波）の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動（ S 波）の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。
3. 緊急地震速報は、情報を発表してから主要動（ S 波）が到達するまでの時間が、数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。利用者はこのような特性や限界を十分に理解した上で本サービスを利用するものとします。
4. 当社は、気象庁および REIC 、 C-ALERT 協議会から地震発生の情報を受信した場合、即座に利用者の属する地域における主要動（ S 波）の到達時間、震度を演算し、「震度3以上」の揺れが生じると予測された場合に、利用者の設置した専用端末に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は主要動（ S 波）が到達する前に行うことを目標としますが、震源地と利用者の設置した専用端末の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もありえます。

第3条（提供情報の追加）

1. 当社は、前条の緊急地震速報以外の災害情報の提供を追加する場合があります。
2. 前項による災害情報の追加をする場合は可能な限りの方法（コミュニティチャンネルおよびホームページまたは配布物等）において事前に利用者へ連絡することとします。通報内容（災害情報の音声表現）については、利用者への事前連絡なく変更することができるものとします。

第4条（サービス利用の条件）

1. 本サービスは、当社の提供する有線テレビジョン放送サービスの加入者のうち、本規約に同意し当社所定の方法により申込みを行った者のみ利用できるものとします。
2. 利用者の有線テレビジョン放送サービス加入契約が解除された場合は、同時に本サービスの利用契約も終了します。

第5条（サービスの提供範囲）

1. サービスの提供範囲は当社が事業を行う自社施設エリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。
2. 本サービスを受信する専用端末は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、利用者は専用端末の設置場所を移動する場合は、当社へ連絡し再度接続機器の位置情報を再設定するものとします。

第6条（専用端末）

1. 利用者は、本サービスを受信するための専用端末を当社からのレンタルもしくは買取にて宅内に設置するものとします。なお、買取の場合、専用端末の保証期間（ 1 年）後の修理は有償となります。
2. 利用者は使用上の注意事項を厳守して専用端末を維持管理するものとします。
3. 利用者は故意または過失によりレンタルしている専用端末を破損または紛失した場合は、別表記載の損害金を当社に支払うものとします。

第7条（料金）

利用者は、別表の料金表に従い専用端末料金等を、当社が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用に係る利用契約者の義務）

利用者は次の各号を承諾の上、本サービスを利用するものとします。

（1） 本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではないこと
（2） 災害情報が配信された場合においては利用者の判断において行動すること
（3） 本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行うこと
（4） 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、利用者の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行うこと
（5） 本サービスの利用に支障をきたさないよう専用端末の動作確認を行うこと

第9条（免責事項）

1. 利用者は、自己の責任において本サービスの利用を行うものとし、第2条の緊急地震速報および第3条の災害情報に関する気象庁およびREIC、C-ALERT協議会の発信した情報に起因する、当社の責に帰することのできない誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、または前記各情報を受信した利用者による不適切な避難その他の災害対策行為があっても、利用者は、当社にその結果生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。
2. 当社は施設の維持管理その他の理由により行う本サービス提供の一時中断に対しての損害賠償には応じません。
3. 利用者が本サービスの情報を受け、その情報を第三者に提供する場合はその提供に関する責任を負うものとします。

第10条（契約終了手続の特則）

利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、

利用契約を終了させることができます。

第11条（規約の変更）

1. 当社は、個別の協議をすることなく本規約を変更することができ、利用者は規約の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の規約を速やかに利用者に通知します。
3. 規約が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の規約によります。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約等を付することができます。
2. 本規約は2014年 4月1日より改定実施します。
3. 本規約の変更前に発生した債務については変更前の規約が適用されます。

別表

料金表

1. 初期費用

項目	料金	備考
設置費用	5,000円（税込 5,400円）	利用者にて専用端末を設置する場合は無料

2.専用端末料金

項目	料金	備考
親機・子機セット（各1台）	700円/月（税込 756円/月）	レンタル
	28,381円（税込 30,651円）	買取
親機　1台	500円/月（税込 540円/月）	レンタル
	18,858円（税込 20,366円）	買取
子機　1台	300円/月（税込 324円/月）	レンタル
	12,191円（税込 13,166円）	買取

3.損害金

項目	料金	備考
親機・子機セット（各1台）	28,381円（税込 30,651円）	利用者の故意、過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の利用者負担額（利用期間にかかわらず必要）
親機　1台	18,858円（税込 20,366円）	
子機　1台	12,191円（税込 13,166円）	